

木更津市施設利用における感染防止基準

《共通事項》

令和2年6月15日現在

- ①発熱等の症状のある人、風邪症状のある人の利用はできません。
ご自宅で体温測定などの健康チェックを行ったうえで、ご利用ください。
ご利用時、体温測定・健康観察を行います。
2週間以内に、37.5度以上の発熱や風邪症状のあった方のご利用はできません。同居のご家族が体調不良の方もご遠慮ください。
- ②マスクを着用し、咳エチケットやこまめな手洗いなど感染拡大防止策を必ず行ってください。
- ③3つの密(密閉・密集・密接)を徹底的に避けるようご協力ください。
- ④30分に1回以上、5～10分程度窓を全開にするなど、室内の換気を充分に行いましょう。
- ⑤密集防止のため、利用人数は、定員の1/2とします。
(不特定多数の参加者の場合は、定員の1/4～1/5に制限する場合があります。)
- ⑥ウイルスを含む飛沫からの感染を防止するため、
「近距離での会話」「多数の者が集まる室内での大声や歌うこと」「呼気が激しくなるようなダンスや運動」は禁止します。(感染症予防の対策を実施し、再開を目指します。)
- ⑦施設内での飲食は禁止します。(水分補給は可)
- ⑧利用後にドアノブ、机、椅子など触った場所を中心に、利用者各自が消毒液で拭いてください。(消毒液や雑巾は、施設で準備しています)
- ⑨利用団体の代表者は、参加者全員の氏名・連絡先の把握と管理をお願いします。
施設管理者が必要と判断したときは、提出をお願いする場合があります。
- ⑩利用後2週間以内に利用者の感染が確認された場合は、施設管理者に連絡をお願いします。

【令和2年6月15日追記】

※上記基準は、国・千葉県の方針を遵守しながら地域の状況に応じ段階的に変更します。

各施設のご利用の際は、各施設のホームページをご確認のうえ、感染予防の徹底にご協力をお願いします。